

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から1年間とする。ただし、協定期間満了の1月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、1年を単位として更新するものとし、以後もまた同様とする。

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年8月21日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長

峰 達 良



乙 佐賀市鍋島3丁目15番23号

佐賀県行政書士会

会長

赤 司 久 人



災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書

唐 津 市

佐賀県行政書士会

災害時における行政書士による被災者支援に関する協定書

唐津市（以下「甲」という。）と佐賀県行政書士会（以下「乙」という。）は、唐津市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において行政書士が被災者支援のために行う業務（以下「行政書士による支援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に被災者が行う行政手続き等の円滑な実施のため、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士による支援業務について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に行政書士による支援業務の必要があると認められるときは、乙に対して次条に規定する行政書士による支援業務について協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により要請を行う場合には、乙に対し、行政書士による支援業務に必要な員数の概数及び実施場所その他必要な事項を併せて通知するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から要請があったときは、可能な範囲においてこれを受託するものとする。

（行政書士による支援業務の範囲）

第3条 前条第1項の規定による甲の要請（以下「要請」という。）により、乙及び乙の会員が行う行政書士による支援業務は、行政書士が取り扱うことのできる業務に関する相談（以下「相談業務」という。）とする。

（要請手続等）

第4条 要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、その後速やかに書面を送付するものとする。

2 要請に基づき、乙の会員が相談業務を行う機関は、甲乙協議の上定めるものとする。

3 乙は、要請を受けたときは、その要請の内容を実施するための計画を策定し、甲に通知するものとする。

（経費負担）

第5条 相談業務に要する必要経費は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が負担するものとする。

(1) 相談業務の実施場所の賃借料その他当該実施場所に係る経費 甲

(2) その他費用 乙

（相談者の負担）

第6条 この協定に基づく相談業務は無料とし、相談者は費用を負担しない。

（支援行政書士）

第7条 乙は、必要と認めた場合は、他の都道府県の行政書士に対して、被災者支援の協力を求め、当該行政書士会の会員（次項において「支援行政書士」という。）に相談業務の実施を依頼することができるものとする。

2 前項の規定により相談業務を行う支援行政書士は、この協定の規定の適用については、乙の会員とみなす。

（損害の補償）

第8条 相談業務の実施に伴い、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

（報告）

第9条 乙は、第4条第3項の計画に基づく相談業務終了後、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（個人情報の保護）

第11条 相談業務における個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び唐津市個人情報保護条例（平成17年3月25日条例第354号）の規定を遵守するものとする。